

小中学校教職員用パソコン整備仕様書

1. 件名

小中学校教職員用パソコン整備

2. 業務概要

教職員の校務用パソコンおよび財務事務用のパソコン（以下、機器）を調達し、鯖江市内の小中学校外に納入のうえ各種設定、動作確認等を行う。

3. 業務の範囲

業務の範囲は次のとおりとする。

- ・ 機器の調達
- ・ 機器の搬入
- ・ 各種設定（パソコンのキッティング、ネットワークとの接続等）
- ・ 動作確認（機器の動作、ネットワーク疎通等）

4. 納入期限

令和6年8月31日

5. 納入場所

納入場所は「別紙1」を参照すること

6. 基本的条件

- ・ 本仕様書の条件を遵守すること。
- ・ 本整備を履行する上で必要となる全ての諸費用については受注者の負担とすること。
- ・ 本仕様やシステム機能を実現するために必要な機器、ソフトウェア、作業事項がある場合について、本仕様書に明示されていなくても本仕様書に含まれるものとし、入札金額に含めること。
- ・ 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、サプライチェーン・リスクに考慮して、パーツレベルまでトラッキングが可能である機器を選定すること。
- ・ 納入する機器は、新品でかつメーカー・型番を揃えること。また機器については、メーカー製品とし、いわゆるショップブランド製品ではないこととする。
- ・ 納入する機器のOS、ソフトウェア、ファームウェアは調達の時点で、最新バージョンのものを調達すること。最新でない場合は調達後に最新バージョンにアップデートして納入すること。
- ・ 納入した機器に瑕疵等があった場合には、速やかに無償にて交換すること。
- ・ 本件の各学校内での作業の実施について、授業や校務の妨げにならないように本市教育委員会担当者と協議してスケジュールを調整の上、実施すること。
- ・ 受注者が「提出資料」に記載の成果品を提出し、教育委員会担当者が内容を検査し、検査の合格をもって検収とする。
- ・ 機器の輸送、搬入、設置、配線、調整、引き取り時の搬出等の諸費用は、この仕様書に含むものとする。
- ・ その他当該仕様書に記載されていない事項については、教育委員会担当者の指示に従うこと

7. 機器および調達数等

(1) 調達数

機器などの調達数は「別紙1」を参照すること

(2) 仕様

機器などの調達仕様詳細は「別紙2」を参照すること

8. 機器の搬入

- ・ 機器の搬入・設置に係る要件については、教育委員会及び各学校と協議の上進めること。特にスケジュール決定に際しては、授業や校務の妨げとならないよう各学校の担当者と十分な協議を行うこととし、学校の都合により時間外作業が生じることも想定すること。
- ・ 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。
- ・ 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について事前に当該学校へ通知すること。
- ・ 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに現状復旧すること。
- ・ 導入した機器には、教育委員会が指定する名称、番号、導入日等を記載したテプララベルを指定した場所に貼り付けること。また、調達事業者名、連絡先を記載すること。
- ・ 動作確認、各種設定を終えたコンピュータ端末は、各学校の指定する場所に電源を接続した状態で設置して納入すること。
- ・ 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受注者が撤去し、適切に処理すること。
- ・ 本件にて納入する機器と入れ替えになる既存機器は受注者が撤去し、教育委員会担当者が指示する内容にて機器処分または廃棄すること。また、廃棄の証明となるマニフェストを提出すること。
- ・ 既存機器の回収および撤去等に必要となる諸費用もこの仕様を含むものとする。

既存機器：

・ パソコン本体	：	富士通 ESPRIMO Q558/V (FMVB12001)	258 台
		HP Compaq pro 6305	10 台
		Lenovo Centre M93	15 台
・ 液晶ディスプレイ	：	アイオーデータ LCD-MF244EDSW	258 台

9. 各種設定および動作確認

- ・ 機器を教育委員会が指定する各学校の校内通信ネットワークからこしの都ネットワーク（旧：丹南ケーブルテレビ）閉域網を経由してインターネットに接続できるように設定し動作を確認すること。
- ・ 上記既設の校内通信ネットワークインターネットに接続するにあたり、ネットワーク設定とドメイン設定作業を管理会社である三谷商事株式会社へ依頼し、設定作業を委託すること。
- ・ なおその委託費用となる2, 500, 000円（税抜）も積算すること。
- ・ 設定作業内容については、受注者ならびに管理会社および教育委員会担当者による打合せを行って役割分担を明確にし、受注者が提供する情報（MACアドレス、機種、型番など）、受注者が收受する情報など、作業内容を決定すること。
- ・ 機器は、事前にデスクトップ画面、ドライブ構成、各学校既設のプリンタドライバ設定等に関して教育委員会担当者と打ち合わせを行い、教育委員会担当者の承認を得てから各学校に設置すること。
- ・ 機器を端末管理ツールの管理下で制限した状態で納入すること。
- ・ 端末管理ツールおよび導入するソフトウェア（Microsoft 365、セキュリティ対策プログラム等）の設定内容について、教育委員会および各学校と打ち合わせを行い、教育委員会の承認を受けて、設計および設定作業を行うこと。
- ・ 導入するソフトウェアについて、構築期間中の付帯作業に必要な経費（ライセンス導入一時費用）は、受注者が負担すること。
- ・ 財務事務用パソコンについてはダウングレードした Windows10 にて納入すること。納品後、

Windows11へアップグレードする際には、バージョンアップのサポートを行うこと。

- ・ 全ての機器、ソフトウェア、ライセンスについて必要なユーザ登録を行うこと。登録内容は協議の上、決定する。
- ・ 設定するソフトウェアのひとつである Microsoft 365 を使用するにあたってのアカウント作成作業については、既設の環境設定管理会社である三谷商事株式会社へ依頼し、設定作業を委託すること。
- ・ 各学校の校務用パソコンについて無線 LAN アクセスポイントへの接続設定もあわせて行うこと。なおネットワーク接続において問題が生じた場合は、ネットワーク整備導入者と連携し、問題解決に向け調整すること。
- ・ 動作確認は、ネットワーク管理事業者が作成した確認項目に基づき、機器を設置した学校の担当者の立ち合いのもと受注者の責任において行い、試験結果を記載した動作確認報告書を設定作業報告書とともに教育委員会に提出すること。
- ・ 設置において、仕様書に記載のないケーブルやタップ等についても設置や動作に必要なものについては受注業者が用意すること。
- ・ 設定等の作業が原因で不具合が生じた場合は、責任をもってこれを解消すること。
なお、導入後の障害で再セットアップが発生する場合のバックアップと復旧手順の作成を行うこと。

10. 提出物、提出資料

次の表に記載された提出物、提出資料を納入期限までに提出すること。

	成果品	提出先	数量
1	業務スケジュール表	教育委員会	一部
2	機器一覧表（紙および電子媒体）	教育委員会 および各学校	一式
3	機器の取扱説明書・付属品	各学校	各一式
4	マスターデータバックアップイメージ USB メモリセット※	教育委員会 および各学校	一式
5	機器設定情報・マスターデータ設定シート	教育委員会	一部
6	リカバリー手順書	教育委員会 および各学校	一式
7	設定作業報告書・動作確認報告書	教育委員会	一部
8	作業報告書	教育委員会	一部

※USBメモリを利用し、パソコンを納入後の状態に戻すことが可能なもの

※Microsoft365 デスクトップアプリがインストールされたマスターデータを作成すること

11. 機密の保持

- ・ 受注者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- ・ 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。
- ・ 本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- ・ 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。

1 2. 特記事項

- ・ 鯖江市情報セキュリティポリシーの遵守

受注者は、本業務を実施するためのネットワーク、情報システムおよび情報資産の取り扱いについては、鯖江市情報セキュリティポリシーにもとづき、別紙3「情報セキュリティ特記事項」を遵守し作業を行うこと。

- ・ 付帯作業の実施

付帯作業を受注者以外が実施する場合は、事前に作業を行う事業者を書面にて提出し、市の承認を受けなければならない。

別紙1 機器納入先・調達数一覧

【機器納入先】

	学校名	住所	調達数	
			校務用	財務 事務用
1	惜陰小学校	鯖江市日の出町 6-37	26	1
2	進徳小学校	鯖江市長泉寺 2丁目 5-1	5	1
3	鯖江東小学校	鯖江市新横江 2丁目 6-37	6	1
4	神明小学校	鯖江市水落町 4丁目 13-23	10	7
5	鳥羽小学校	鯖江市神明町 4丁目 1-38	29	1
6	中河小学校	鯖江市中野町 73-16	7	1
7	片上小学校	鯖江市大野町 16-6	4	1
8	立待小学校	鯖江市杉本町 1-5	4	1
9	吉川小学校	鯖江市大倉町 22-1	2	1
10	豊小学校	鯖江市下野田町 39-29	22	1
11	北中山小学校	鯖江市磯部町 25-11	5	1
12	河和田小学校	鯖江市西袋町 67-8	3	1
13	鯖江中学校	鯖江市小黒町 2-12-1	53	1
14	中央中学校	鯖江市三六町 1-1-50	60	1
15	東陽中学校	鯖江市落井町 32-7	26	1
16	学校教育課	鯖江市西山町 13-1	5	0
小計			267	21
合計			288	

別紙2 詳細仕様

導入機器の詳細仕様は以下のとおりとする。

1. 機器およびソフトウェア調達仕様

(1) ノートパソコン本体 288台

【基準品】 Lenovo ThinkPad E16 Gen1

プロセッサ	インテル(R) Core™ i5-1335U プロセッサ (E コア最大 3.40GHz P コア最大 4.60GHz)
OS	校務用 : Windows 11 Pro 64bit 財務事務用 : Windows 11 Pro 64bit (Windows10 ダウングレード権有り) ※納入時は Windows10
ディスプレイ	16 インチ FullHD 非光沢
メモリ	16GB DDR4-3200 SO-DIMM
ストレージ	256GB SSD
カメラ	内蔵
キーボード	日本語配列、数値キーパッド付
マイク	内蔵
スピーカー	内蔵
Bluetooth	内蔵 (Bluetooth 5.1)
インターフェース	HDMI × 1 USB4 対応 × 1 USB3.2 Gen2 TypeC (Video-out 対応) × 1 USB3.2 Gen1 TypeA × 1 USB2.0 TypeA × 1 RJ45 × 1 (ギガビット対応)
ワイヤレス	Wi-Fi6 対応 (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠) (Realtek 8852BE)
AC アダプタ	45W 以上 (USB Type-C) (急速充電対応)
マウス	付属 (USB 接続光学式)
保守	メーカー保証に準じる 1年間

上記を満たす端末

(2) 一太郎ライセンス

一太郎 Pro5 JL-Education

144 台分

(3) HDMI ケーブル(1.0m)

基準品 エレコム

DH-HD14EL10/RS 90 本

2. ソフトウェア等設定仕様

以下のソフトを導入し、利用できるように設定すること。なお、一太郎 Pro5 を導入する端末については本市教育委員会担当者と協議して決定すること。

(1) 導入ソフトウェア

- ・ Microsoft 365 デスクトップアプリ、もしくは市の指定するバージョンの Microsoft Office 製品 (市保有のライセンス)
- ・ 一太郎 Pro5
- ・ Acrobat Reader DC (最新のもの)
- ・ SKYSEA Client View (市保有のライセンス)
- ・ セキュリティ対策プログラム (市保有のライセンス)
- ・ 各校既設プリンタドライバ
- ・ その他教育委員会担当者が指定するソフトウェア

(2) OS・Office のセキュリティ更新プログラム

最新の状態にすること

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、情報セキュリティの重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、情報資産の機密の保持および正確性、完全性の維持ならびに定められた範囲での利用可能な状態を侵害することのないよう、ネットワーク、情報システムおよび情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。

(遵守事項)

第2 受注者は、委託業務の実施において、「別紙4 受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、その業務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事する者を定め、その者に対して在職中および退職後において、その業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他情報セキュリティに必要な事項を周知するものとする。

(利用および提供の制限)

第4 受注者は、鯖江市の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、または受注者以外の者へ提供してはならない。

(資料等の返還)

第5 受注者は、その業務を処理するため鯖江市から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに鯖江市に返還し、または引き渡すものとする。ただし、鯖江市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(教育・訓練)

第6 受注者は、その業務に従事している者に対して、「別紙4 受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を周知し、これを遵守させるため、教育を実施しなければならない。

(報告義務)

第7 受注者は、「別紙4 受託事業者における情報セキュリティに関する事項」に定められた処理の記録を鯖江市に報告しなければならない。

(適正管理)

第8 受注者は、情報セキュリティの責任者・管理者・担当者を定め、「別紙4 受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守するための体制・措置を講じなければならない。

(実地調査)

第9 鯖江市は、必要があると認めるときは、受注者がこの業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 受注者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに鯖江市に報告し、鯖江市の指示に従うものとする。

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 受注者は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た機密事項について守秘義務を負わなければならない。

(名札等の着用)

第2 受注者は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

(作業報告)

第3 受注者は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。

(緊急時対応)

第4 受注者は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(ユーザIDおよびパスワードの管理)

第5 受注者は、次の各号に掲げる事項に留意して取り扱わなければならない。

(1) ユーザID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

(2) ユーザID によるアクセスは必要最小限とすること。

(情報資産の返還)

第6 受注者は、作業終了後、不要になった情報資産を返還または廃棄しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第7 受注者は、情報資産の廃棄を行う場合は、内部の情報を復元できないよう完全に消去した状態にした上で、適切に処理しなければならない。